

【機密性2】 [完全性2] [可用性2]

別紙様式1

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間	平成31年4月1日～令和元年6月30日契約締結分	成田空港検疫所			
公共工事の名称、場所、期間及び種別	要約担当官等の氏名並 ひにその所属する部局 の名称及び所在地	要約を締結した日 契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競 争等の別(総合評議の 実施)	予定価格(円)	契約金額(円)
該当なし							

* 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となつたものにあつては、「低入札」。
- ② 隊體契約見直し計画において一般競争入札等に移行するどされたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 契約金額に占める裏譲り金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「裏譲」。

【機密性2】 【完全性2】 【可用性2】

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕	審査対象期間	令和元年7月1日～令和元年9月30日契約締結分	成田空港検疫所						
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日 契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一競争入札、指名競 争等の別(総合評価法) 又は基準	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会 審議結果状況(所見)
該当なし									

* 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となつたものにあつては、「低入札」。
- ② 隨意契約見直し書面において一競争入札等に移行するとされていたがが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の落札(第1着)者数(1着の場合は「1者」、2着の場合が「2着」に対すること。)。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

「機密性2」 「完全性2」 「可用性2」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間	令和元年10月1日～令和元年12月31日	成田空港検疫所			
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名前及び住所	契約を締結した日 又は名前及び住所	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別・総合評価の実施	予定価格(円)	契約金額(円)
該当なし							

* 開示欄②は、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあっては、「低入札」。
- ② 隨意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未着手」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の高札(募)者数(1答の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと)。
- ④ 新規案件で競争性のない隨意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕 審査対象期間：令和2年1月1日～3月31日契約締結分

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名稱及び住所	法人番号	一般競争入札、指名競争入札の結果(総合評価法の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	成田空港検査所 審議結果状況(所見)
該当なし										
									(欠席)	

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となつたものにあつては、「低入札」。
- ② 隆盛契約見直し計画において一般競争入札等に移行しないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の底札(審査)審査(1着の場合は「1着」、2着の場合には「2着」)に対すること。)
- ④ 新規案件で競争性のない廃棄契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 契約金額に占める審査基準金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「審査基」。